

イラン 外国企業の会社設立手続き・必要書類／その他／現地での資金調達制度

1. 国内金融機関からの資金調達

イランにおける”Monetary and Credit Policies”『通貨及び信用政策』は、”The Budget Law”各年度予算法に基づき、その詳細はイラン中央銀行で検討され、最終的には通貨及び信用評議会(MCC)にて承認され実行される。

根拠法： “Article 19 of Usury-Free Banking Act of 1983”

『高利貸し規制銀行業務法 第19条』

<http://www.cbi.ir/page/2235.aspx>

上記法に基づき、短期信用政策は政府承認が必要。長期信用政策は国会の承認が必要。

2. 対外借入に関する規制

(1) 新外資法(FIPPA)上、対外借入という明確な条項記載はないが、以下の各条項から対外借入を受け、支払うことは可能。条件として、外資認可が必要。

a. 外国資本の定義 (FIPPA 第1条)

[1] イランの銀行及びイラン中央銀行を通じて、国内に輸入された換金可能な外貨

b. 第12条： 外資に適応される換算レートは、イラン国内使用の公式レート（2002年3月から単一化）、あるいは、中央銀行による市場レートが適用される。

c. 第13条： 外国資本元本、金利、資本の一部を海外送金・譲渡する場合は、外国投資委員会に告知し、法律に規定されている費用を差引後、外国投資委員会及び経済財務大臣の承認をもって実施可能。

d. 第14条： 外資による利益の海外送金は公租課税及び法律に規定されている費用を差引後、外国投資委員会及び経済財務大臣の承認をもって外国譲渡可能。

e. 第15条： 外資の融資による設備支払、関連費用、特許、技術ノウハウ、商標使用料等に関する外資に対して支払われた費用は、外国投資委員会及び経済財務大臣の承認をもって外国譲渡可能。

(ア) 有価証券（株式、社債、CP、手形など）発行による資金調達に関する規則

- (1) 新外資法（FIPPA）上の条件として、外資認可が必要となり、認可後はイラン企業及び個人として扱われる。
- (2) 税制上の規則（2002年2月16日改訂版 『The Direct Taxation Act As Amended on February 16, 2002』）
 - a. 証券取引所において取引された株式譲渡益税：0.5% ⇒ 第143条 注1
 - b. 証券取引所以外で取引された株式譲渡益税：4% ⇒ 第143条 注2
- (3) テヘラン証券取引所への照会先

テヘラン証券取引所（Tehran Stock Exchange：TSE）

住所：No. 3, west 13th street., Qeysar Aminpur Bly, SaadatAbad, Tehran, Iran

電話：(98-21) 26741151 / 26741171（代表）

E-MAIL：pr@tse.ir

WEB：http://tse.ir